

○国立大学法人筑波大学宿日直勤務規程

〔平成16年5月27日
法人規程第24号〕
改正 平成17年法人規程第32号
平成19年法人規程第20号
平成21年法人規程第7号
平成26年法人規程第18号
平成28年法人規程第24号
平成31年法人規程第30号
令和5年法人規程第27号

国立大学法人筑波大学宿日直勤務規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号）第53条第2項の規定に基づき、宿直勤務及び日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施場所等)

第2条 宿日直勤務の実施場所、サービス監督者、勤務者等は、次表のとおりとする。

実施場所	サービス監督者	勤務者	勤務者数
附属坂戸高等学校	附属坂戸高等学校長	附属坂戸高等学校に勤務する附属学校教員	1
附属視覚特別支援学校	附属視覚特別支援学校長	附属視覚特別支援学校に勤務する附属学校教員	2
		附属視覚特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員	3
附属聴覚特別支援学校	附属聴覚特別支援学校長	附属聴覚特別支援学校に勤務する附属学校教員	1
		附属聴覚特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員	2
附属久里浜特別支援学校	附属久里浜特別支援学校長	附属久里浜特別支援学校に勤務する附属学校教員	1
		附属久里浜特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員	1

(勤務時間等)

第3条 宿日直勤務の勤務時間等は、次表のとおりとする。

(1) 宿直勤務

勤務者	勤務時間	仮眠時間	備考
附属視覚特別支援学校に勤務する附属学校教員	午後 6 時～翌日 午前 8 時	午後 11 時 30 分～ 翌日午前 5 時 30 分	
附属視覚特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員	午前 0 時～午前 6 時	午前 0 時 30 分～ 午前 5 時 30 分	
附属聴覚特別支援学校に勤務する附属学校教員	午後 5 時～翌日 午前 8 時 30 分	午前 1 時～午前 6 時 30 分	
附属聴覚特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員	午前 0 時～午前 6 時 30 分	午前 1 時～午前 6 時	
附属久里浜特別支援学校に勤務する附属学校教員	午後 5 時 15 分～ 翌日午前 8 時 30 分	午後 11 時～翌日 午前 5 時	
附属久里浜特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員	午後 10 時～翌日 午前 5 時 30 分	午後 11 時～翌日 午前 5 時	

(2) 日直勤務

勤務者	勤務時間	備考
附属坂戸高等学校に勤務する附属学校教員	午前 8 時 30 分～午後 5 時	

(免除)

第 4 条 服務監督者は、次の各号のいずれかに該当する者について、宿日直勤務を免除することができる。

- (1) 異動者又は新規採用者で、着任後 1 月を経過しないもの
- (2) 健康診断の結果、宿日直勤務が不相当であると指示された者
- (3) その他服務監督者が指定する者

(勤務場所)

第 5 条 宿日直勤務の勤務者に係る勤務場所は、宿日直勤務の実施場所における宿日直室とする。

(計画の作成及び命令)

第 6 条 服務監督者は、1 月ごとに宿日直勤務の計画を作成するとともに、勤務日の 1 週間前までに、職員に宿日直勤務を命ずるものとする。

2 前項の命令は、別記様式第 1 号の宿日直勤務命令通知簿により行うものとする。

(交代)

第 7 条 宿日直勤務の勤務者が病気その他特別の理由により勤務することができないときは、服

務監督者の承認を得て、他の職員と交代することができる。

- 2 前項の規定により交代の承認を得ようとする宿日直勤務の勤務者は、別記様式第2号の宿日直勤務交代願により服務監督者に願い出なければならない。
- 3 宿日直勤務の勤務者が勤務中に病気その他特別の理由により勤務することができなくなったときは、服務監督者に報告の上、他の職員と交代することができる。

(宿日直室の備品)

第8条 宿日直室には、第11条に規定する宿日直日誌その他宿日直勤務に必要な物品を備え付けるものとする。

(勤務場所の厳守)

第9条 宿日直勤務の勤務者は、みだりに勤務場所を離れてはならない。

(非常災害時の措置)

第10条 宿日直勤務の勤務者は、宿日直勤務の実施場所又はその近辺に火災その他非常災害が発生したときは、直ちに消防署及び防火管理者又は警察署に急報するとともに、臨機の措置をとり、かつ、服務監督者に連絡してその指示を受けなければならない。

(宿日直日誌)

第11条 宿日直勤務の勤務者は、別記様式第3号の宿日直日誌に所定の事項を記入し、服務監督者に報告をしなければならない。

(雑則)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、宿日直勤務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平17.3.24法人規程32号)

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平19.3.22法人規程20号)

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平21.2.26法人規程7号)

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平26.3.27法人規程18号)

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人規程24号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.26 法人規程30号）
この法人規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令5.3.23 法人規程27号）
この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第7条関係）

宿日直勤務交代願					
年 月 日					
(服務監督者)					
殿					
所属					
氏名					
下記のとおり交代したいので、承認願います。					
1 勤務を命じられた年月日等					
年 月 日 <input type="checkbox"/> 宿直 <input type="checkbox"/> 日直					
2 交代の理由					
3 交代者の氏名等					
所属					
氏名					
年 月 日承認					
決 裁 欄	服務監督者				

備考 決裁欄は、組織に応じ適宜調整すること。

別記様式第3号（第11条関係）

宿日直日誌					
年 月 日 曜日天候					<input type="checkbox"/> 宿直 <input type="checkbox"/> 日直
勤務者	所 属	氏名（署名又は押印）			
勤務中の記事（事件の経過及び措置）					
決裁欄	服務監督者				

備考 決裁欄は、組織に応じ適宜調整すること。